

「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」について、  
関係県及び流域自治体からいただいたご意見

① 相模川 川づくり行政連絡会（平成 29 年 3 月 8 日） 議事録

② 相模川 川づくり行政連絡会（平成 29 年 7 月 27 日） 議事録

国土交通省関東地方整備局

①

## 相模川 川づくり行政連絡会

### 1. 開会

#### ○ 神奈川県 河川課 副技幹

皆様、本日は大変お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。時間になりましたので、ただいまより相模川 川づくり行政連絡会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めます、神奈川県河川課の渡辺でございます。どうぞよろしく願います。

本日の会議の資料につきましては、お手元の1枚目の資料目録のとおり御用意しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、2枚目の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思います。

### 2. 挨拶

#### ○ 神奈川県 河川課 副技幹

議事次第2. 国土交通省京浜河川事務所の服部所長より御挨拶をお願いいたします。

#### ○ 京浜河川事務所 事務所長

どうも皆さん、こんにちは。京浜河川事務所長の服部でございます。

本日は御多忙のところ、相模川 川づくり行政連絡会に御出席いただきどうもありがとうございます。また、日ごろから相模川の河川整備の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜りましてありがとうございます。

御案内のとおり、相模川は平成19年に河川整備基本方針を策定しました。この会議は平成20年に設立され、その次に続く整備計画の策定を視野に入れて、必要となる事項の調整、または連絡をやってきたと聞いてございます。幹事会も含めて、活発な議論をしていただいたと伺っています。

今回から、相模川・中津川河川整備計画の策定に向けて、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立って、河川整備計画の策定主体である我々、関東地方整備局と神奈川県及び流域自治体において、相互の立場を理解しつつ、河川整備計画に係る

検討内容の認識を深めるために議論を進めてまいりたいと思います。

本日は、こちらにある議事次第のように、まずは相模川・中津川の現状の課題と当面の進め方について議論させていただきたいと思っています。今日は大変貴重な時間をいただいておりますが、忌憚のない御意見をいただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが私の挨拶にかえさせていただきます。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

続きまして、3. に入ります前に、本日の連絡会の資料及び議事録につきまして、連絡会開催後に公開したいと考えておりますので、本連絡会の資料1枚目の裏にあります規約第7条に基づき、連絡会に諮りたいと考えております。

連絡会開催後、本日の連絡会資料は公開するものとし、また議事録についても事務局で議事録を作成し、出席したメンバーの確認を得た後、公開するものとします。これにつきまして、皆様方の御意見はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○ 神奈川県 河川課 副技幹

意見がないようですので、連絡会開催後、連絡会資料につきましては公開し、議事録についても出席者のメンバーの確認後、公開することといたします。

続きまして、本日の出席者につきましては、お配りしています座席表にかえさせていただきます。

3. 相模川・中津川の現状と課題について

○ 神奈川県 河川課 副技幹

それでは、議事次第3.「相模川・中津川の現状と課題」につきまして、説明させていただきます。

○ 京浜河川事務所 計画課長

それでは、資料－２の相模川・中津川の現状と課題につきまして、京浜河川事務所の三浦より御説明させていただきます。

１ ページ目より、流域の概要について御説明いたします。

２ ページは、流域の諸元、降雨・地形特性等についてです。相模川は富士山を源に発しており、山梨県内では「桂川」と呼ばれております。

その流れは山中湖から、笹子川、葛野川などの支川を合わせて、山梨県の東部を東へ流れて神奈川県に入り、「相模川」と名前を変えて、相模ダム、城山ダムを経て神奈川県中央部を流下し、中津川などの支川を合わせて相模湾に注いでおります。

流域及び氾濫域の諸元ですが、流域面積は 1,680km<sup>2</sup>、幹川流路延長は約 113km、流域内人口は約 133 万人となっております。

左下の土地利用の状況ですが、約 73%が山地、水田や畑地などの農地は約 7%、宅地等の市街地は約 12%を占めております。

降雨特性につきましては、年平均降水量が約 1,800mm ということで、全国平均と同程度となっております。富士山や丹沢山地で多雨傾向がございます。

右上の地質特性ですが、上流部では火山性の地質のため透水性が高く、降雨や降雪の多くが地下水として浸透し、豊富な伏流水として湧出しているという状況となっております。

右下の地形特性ですが、城山ダムから上流につきましては山地となっております。急勾配の地形、城山ダムから厚木までの中流域につきましては丘陵地・河岸段丘となっております。厚木から河口までの下流域は、比較的穏やかな勾配の地形で市街地が広がっている状況となっております。

３ ページは、氾濫域の概要の国管理区間です。相模川の国管理区間の氾濫形態は、拡散型の氾濫形態となっており、茅ヶ崎市、平塚市、寒川町の市街地に浸水が及ぶ状況となっております。

氾濫域には J R 東海道本線、国道 1 号、さがみ縦貫道路などの交通の要衝となっているほか、地域経済を支える多数の企業・工場が立地しております。

左側の浸水想定区域図は、平成 28 年 5 月に想定最大規模降雨のものを公表しております。

右側の土地利用の変遷ですが、相模川の国管理区間につきましては、昭和 30～40 年代の高度経済成長期に市街化が進展し、現在は工場や宅地が密集している状況となっております。県区間につきましても同様の状況となっております。

４ ページは、氾濫域の概要の県管理区間ですが、左側が相模川、右側が中津川の浸水想

定区域図となっております。相模川の県管理区間の氾濫形態につきましては、磯部地点下流では拡散型の氾濫形態、磯部地点上流では氾濫域が狭い流下型の氾濫形態となっております。

右側の中津川につきましては、全川的に河岸段丘内を流れる流下型の氾濫形態となっております。平野部が多少広がる下流部において氾濫域が若干広がる地形となっております。

氾濫域には東海道新幹線や東名高速道路、小田急線などの交通の要衝となっているほか、地域経済を支える多数の企業・工場が立地しております。

今回、相模川は確率 150 分の 1 の浸水想定区域図、中津川は確率 100 分の 1 の計画規模の浸水想定区域図を載せておりますが、資料の右下に記載しておりますとおり、県管理区間の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図は、平成 28 年度中に神奈川県で公表予定となっております。

続きまして 5 ページ、自然環境の概要です。上流部は蒼竜峡や猿橋付近の渓谷美が見られる河川景観を有しており、溪流にはヤマメ・カジカが生息しております。

中流部は、瀬・淵や礫河原が形成され、アユ等の生息環境やカワラノギク等の河原固有の動植物の生息・生育環境を有しております。

下流部につきましても瀬・淵が形成され、アユ等の産卵・生息環境を有しております。右下の写真になりますが、河口干潟ではシギ・チドリ等の渡り鳥の中継地となっております。

中津川につきましても瀬・淵が形成されており、アユ・アブラハヤ等の生育環境を有しております。

続きまして 6 ページ、河川空間の利用の概要の相模本川の説明になります。上流部の山梨県区間につきましては、富士箱根伊豆国立公園に指定されておまして、富士山や富士五湖を中心とした豊かな自然環境を生かした、観光やレクリエーションが行われております。

上流部の神奈川県区間で右側の写真になりますが、相模湖、津久井湖では大都市近郊の自然を楽しめる空間として、スポーツ、イベント等に利用されております。

中流部・下流部の河川敷につきましては、グラウンドや公園、水辺の楽校等が整備され、周辺住民の憩いの場となっております。また、花火大会やお祭りなど、四季折々のイベントが開催されております。

左下のグラフになりますが、河川空間の利用実態として、年間利用者数は、国管理区間が約 90 万人、県管理区間が約 500 万人程度となっております。

7 ページは、河川空間の利用の概要の中津川と宮ヶ瀬ダムとなっております。中津川につきましては、アユ釣りや水遊び等に利用されております。また、河川敷にはグラウンド等が整備され、スポーツ等に利用されております。

中津川上流の宮ヶ瀬ダムは下段になりますが、ダム湖に広場が整備され、憩いの場やイベントなどが開催されております。

宮ヶ瀬ダムでは年間 70 回の観光放流を実施しており、観光放流の見学者数は直近 5 年で 5 万人を超えております。平成 28 年度は 7 万人を突破している状況です。

地域に開かれたダムとして、河川管理施設を活用し、地域振興の一助となっております。

水とエネルギー館では、神奈川県内の公立小学校の約 4 割が来訪しており、宮ヶ瀬ダムと水道に関するレクチャーを行っております。

続きまして 8 ページ、水環境（水質）の概要についてです。相模川は山中湖から柄杓流川合流点までが A A 類型、その下流から寒川取水堰までが A 類型、寒川取水堰から河口までが B 類型に指定され、近年は環境基準を満たしております。馬入橋の環境基準は、平成 22 年 9 月に C 類型から B 類型に変更されました。

中津川は、宮ヶ瀬ダム下流端から相模川合流点まで A 類型に指定され、こちらも近年は環境基準を満足しております。

続きまして 9 ページは、相模川流域の史跡・名勝・天然記念物についてまとめております。相模川流域には、多くの史跡・名勝・天然記念物が点在しております。

相模川にかかわりが深いものとして、水源地の「忍野八海」、奇橋として有名な「猿橋」、相模川の流路の変遷を物語る「旧相模川橋脚」などがございます。

続きまして 10 ページ、主な洪水とこれまでの治水対策についてです。昭和 22 年 9 月のカスリーン台風を契機に、昭和 32 年に相模川水系改修計画が策定され、相模川の改修事業が始まっております。

昭和 36 年から相模川総合開発事業による城山ダムの建設が計画され、昭和 40 年に城山ダムが完成しております。

昭和 41 年には工事实施基本計画が策定され、昭和 44 年の相模川の一級水系指定に伴いまして、直轄事業として河口から神川橋区間について改修工事に着手しております。

昭和 49 年に工事实施基本計画を改定し、基準点を城山から厚木へ変更しております。平

成 13 年には宮ヶ瀬ダムが完成しております。

平成 19 年 11 月には相模川水系河川整備基本方針が策定されております。

主な洪水としましては、明治 40 年 8 月が既往最大洪水となっており、昭和 22 年 9 月のカスリーン台風が戦後最大流量である洪水となっております。昭和 57 年 9 月洪水が相模川で最後に外水氾濫が生じた洪水となっております。

続きまして 11 ページ、近年の主な治水対策について御説明します。上流部では洪水調節施設として城山ダム、宮ヶ瀬ダムが建設されております。

中下流部におきましては、堤防の高さや幅が不足している区間の整備を行うとともに、流下能力が不足している箇所への河道掘削を実施しております。

河口部では高潮対策として、堤防かさ上げ等を実施しております。

12 ページ、河川整備基本方針の概要について御説明します。河川整備基本方針では、厚木基準点において、年超過確率 150 分の 1（毎年 1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 150 分の 1）の洪水を、安全に流下させることを目標としております。

災害の発生の防止や軽減についての主な方針について、4 つ御説明いたします。

1 つ目が、相模川の豊かな自然環境や河川景観に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削及び河道拡幅、橋梁・堰等の改築により河積を増大させる。

2 つ目が、水衝部等には護岸等を整備するとともに堤防強化を図る。

3 つ目が、河道で処理できない流量については、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行う。

4 つ目が、河口部においては、高潮及び津波対策として高潮堤防の整備を行うということが示されております。

河川整備基本方針の計画高水流量配分ということで、左上図になりますが、基準地点厚木の基本高水ピーク流量が 10,100 $\text{m}^3/\text{s}$  となっております。このうち流域内の洪水調節施設により 2,800 $\text{m}^3/\text{s}$  を調節し、河道への配分量を 7,300 $\text{m}^3/\text{s}$  としております。

左下の河道における対応ということで、堤防の新設、拡築、河道掘削等により計画規模の洪水を安全に流下させることとしております。

河道内の樹木につきましては、樹木による阻害が洪水位に与える影響を十分に把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために、樹木の計画的な伐採等の適正な管理を実施することとしております。

続きまして 13 ページからは、現状と課題の国管理区間について御説明いたします。

14 ページは治水の現状と課題ということで、堤防の整備状況について御説明します。平成 28 年 3 月末現在、堤防の完成延長は 10.4km、今後整備が必要な堤防延長は 2.8km となっております。堤防整備率は約 79%となっております。

直轄区間の上流部につきましては、堤防の整備がほぼ完了しておりますが、一部樋管部等で断面不足の区間がございます。

下流部につきましては、堤防の断面不足の箇所が残っており、高潮堤防等の未整備区間について、整備が必要な状況となっております。

下の図につきましては、赤線の区間が断面不足箇所、黒線の区間が計画断面が既に完成している完成堤の箇所となっております。

続きまして 15 ページは、河川環境の現状と課題ということで、自然環境（ヨシ原・礫河原の減少、樹林化、河口干潟の減少）について御説明します。

土砂環境の変化により、シナダレスズメガヤ等の外来種やオギ・クズ等の繁茂及び樹林化の進行によって、神川橋下流の 5～6.6km に見られた礫河原が近年減少傾向にあります。

2～6 km の水際に見られたヨシにつきましても、樹林化等の影響により生育範囲が大きく減少している状況です。

また近年、右下にございますが、河口砂州の後退により河口部の干潟が減少し、干潟に生息するシギ・チドリ類の確認種数が減少しております。

また、神川橋下流の瀬はアユ等の産卵場となっており、今後も保全をしていく必要がございます。

続きまして、16 ページは河川利用・地域連携ということで、相模川は市街地に隣接しております。高水敷に公園やグラウンド、花畑、水辺の楽校などが整備され、堤防天端も含めてスポーツやレクリエーション、憩いの場として地域の人に広く利用されております。

河川敷への不法投棄や河口部でのプレジャーボートの不法係留、水上バイクによる事故、地域住民の生活環境への影響等の水面利用が問題となっております。特に河川敷のレジャー利用後のごみの散乱、車両の進入できる場所ではごみの不法投棄が問題となっております。また河口部では、洪水時に不法係留船による河川管理施設の損傷が発生しており、水上バイクによる事故も発生しております。

現在、河川管理者・学識者・沿川自治体・警察・水面利用者等で構成される「相模川・小出川水面等利用者協議会」を発足しております。水面利用の良好な環境整備の推進を



図っている状況です。

右側の地域連携についてですが、平塚市の馬入地区ではイシックス馬入のお花畑や馬入水辺の楽校が整備されております。

花畑では、平塚市と花畑ボランティアの協働で維持管理が行われており、地元企業や小学生との合同の植栽イベントを実施するなど、地域に根づいた花畑となっております。

馬入水辺の楽校につきましては、環境学習や自然体験の場として多くの人に利用されております。

平成 27 年から、京浜河川事務所と水辺の楽校が連携しまして、「水生生物による水質の簡易調査」等を実施しております。

また、沿川自治体、住民、河川利用者及びボランティア団体等が清掃作業を通じて、河川環境の美化、愛護意識等の向上を目指しております。

神川橋下流左岸の河原では、市民によるカワラノギクの保全活動が行われております。

#### ○ 神奈川県 河川課 調査グループリーダー

続きまして、現状と課題（神奈川県管理区間）でございます。神奈川県河川課の伊藤より御説明をさせていただきます。

18 ページは治水の現状と課題、堤防の整備状況でございます。平成 28 年 3 月末現在、相模川における堤防の完成延長は 36.3km（約 79%）、今後整備が必要な堤防延長は 9.5km（約 21%）、また、中津川における堤防の完成延長は 27.1km（約 88%）、今後整備が必要な堤防延長は 3.8km（約 12%）となっております。

相模川の厚木付近（15km 付近）より上流及び中津川では、堤防断面が不足する箇所がございます。

相模川の三川合流部（相模川・中津川・小鮎川が合流）付近では、堤防断面とあわせて河道断面の確保が必要でございます。

下の図面でございますが、黒線が計画断面、赤線が断面不足、上流のほうで高田橋あたりから上のほうですが山付きでございます。緑の点線で不必要を示しております。

19 ページは、河川環境の現状と課題①自然環境（ヨシ群落・礫河原の減少、樹林化）についてでございます。城山ダム～中津川合流点におきまして、土砂環境の変化により、草地化・樹林化の進行がございます。カワラノギク等の河原性植物の生息地である礫河原が近年減少しております。

中津川合流点下流は、上流部同様、礫河原が減少しているとともに、外来種や樹林化の進行によって、コアジサシの繁殖地となる礫河原や、オオヨシキリの繁殖地となるヨシ群落が近年減少してございます。

次に、中津川でございます。昭和 60 年ごろまでは連続して礫河原が見られ、みお筋が複雑な流れを形成しておりましたが、平成 26 年にはみお筋が固定化し、草地化・樹林化が進んでございます。

右下に、カワラノギク保全活動箇所の写真を示してございます。

その右でございまして、礫河原面積は近年減少傾向にございまして 20%減少。樹林面積は 2.5 倍に増加している。また、ツル・ヨシ群落は 65%減少しているという状況でございます。

次に 20 ページ、河川環境の現状と課題②自然環境（瀬・淵の保全、水質）でございます。相模川の下流域には、アユ等の産卵場が多く形成されてございます。

右上の赤枠になりますが、相模川では平成 27 年のアユの漁獲量が全国 1 位となっておりまして、相模川を特徴づける重要な魚類であり、生息場となる瀬・淵を保全する必要があります。

その下の写真になりますが、三川合流付近の土丹の露出でございます。土丹の上には砂礫がとどまることが難しいため、範囲の拡大や河床低下の進行の可能性が懸念されているところでございます。

一番右下の写真でございまして、上流の相模ダムや城山ダムでは、ダム貯水池の水質維持、富栄養化の防止・軽減を目的として、エアレーション装置によるアオコ発生の抑制対策に取り組んでいるところでございます。

21 ページは、河川環境の現状と課題③河川利用・地域連携でございます。相模川・中津川は、散策、スポーツ、釣りなど、地域の人々の憩いの場として利用されております。

花火大会や大凧まつりなど、地域のイベントやお祭りの場、カワラノギクの保全活動の場として多くの人に利用されております。

河川敷は、車両の進入による自然環境への影響や不法投棄などが問題となってございます。

左下は不法投棄の様子と、モトクロスバイクの利用ということで写真を載せてございます。

右下になりますが、沿川自治体と連携し、河川の清掃作業を通じて、河川環境の美化、

愛護意識等の向上を目指している。

多くの方々に川に親しみを持っていただけるよう、河川の草刈りや清掃を地域の自治会等をお願いする「自治会委託制度」を設けてございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 京浜河川事務所 計画課長

続きまして、国管理区間と県管理区間の共通部分の現状と課題について御説明いたします。

23 ページ、治水の現状と課題ということで、減災・危機管理対策について御説明いたします。国土交通省では平成 27 年 9 月に鬼怒川が決壊した関東・東北豪雨を踏まえまして、施設では守り切れない大洪水が必ず発生するという前提に立ちまして、「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定しております。

相模川下流部（国管理区間）では、平成 28 年 5 月に河川管理者、県、市町村、気象台から構成される「相模川流域大規模氾濫に関する減災対策専門部会」を設置しております。こちらで平成 28 年 10 月に、「相模川の減災に係る取組方針」を策定しております。

本取組方針に基づきまして、発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指すことを目標とし、今後 5 年間で「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」及び「危機管理型ハード対策」のハード対策に加えまして、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、実行性のある「住民目線のソフト対策」について、関係機関が連携して取り組むこととしております。

平成 28 年 8 月に、北海道・東北地方で相次いで発生した台風による豪雨災害を受けまして、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを、都道府県管理河川、政令指定都市河川についても拡大することとなりました。

今後、相模川（県管理区間）におきましても、「減災協議会」を立ち上げまして、「取組方針」策定のための議論を行う予定としております。

続きまして 24 ページ、利水の現状と課題について御説明いたします。相模川の水利用につきましても、人口の急増と産業の発展による水需要増加に応えるため、計画的に高度な水資源開発を行っております。

右側の説明になりますが、流域内の各ダムでの効率的な水運用により、水需要地域への安定した供給を図るため、相模ダム・城山ダムと宮ヶ瀬ダムを 2 本の導水路を介して総合

運用している状況です。

また、宮ヶ瀬ダムの供用開始以降、神奈川県内の給水区域では取水制限を伴う渇水は発生しておりません。

左下になりますが、小倉地点では正常流量（かんがい期：おおむね 20m<sup>3</sup>/s、非かんがい期：おおむね 10m<sup>3</sup>/s）をほぼ満足しております。また、寒川取水堰下流地点では、正常流量 12m<sup>3</sup>/s 中 8m<sup>3</sup>/s を確保している状況となっております。

続きまして 25 ページ、相模川流砂系の現状と課題です。相模川流砂系では、昭和 30 年代までの大量の砂利採取等による土砂動態の変化（川への土砂供給量の減少）に伴いまして、砂浜の侵食、河道の局所洗掘、樹林化の進行や礫河原の減少、ダムへの急速な土砂堆砂等、さまざまな土砂環境の課題が顕在化しております。

左上になりますが、相模川流域につきましてはダムの集水範囲が流域面積の約 8 割を占めているということで、多くの土砂がダムに堆積している状況です。

相模ダムは計画堆砂量を上回る土砂が堆積しており、神奈川県が相模ダム等の浚渫土砂を用いた河道への置き砂の試験施工や海岸への養浜を行っております。

土砂発生域、ダム、河道域、河口・海岸域の関係者が連携して、総合的な土砂管理を推進するため、国、神奈川県、山梨県において「相模川流砂系総合土砂管理計画」を平成 27 年 11 月に策定しておりまして、今後こちらの計画に基づいて、総合的な土砂管理の取り組みを進めていくこととしております。

以上となります。

#### 4. 当面の進め方について

##### ○ 京浜河川事務所 計画課長

続きまして、次第 4. 「当面の進め方について」、引き続き御説明させていただきます。資料-3 をご覧ください。当面の進め方ということで、相模川・中津川河川整備計画有識者会議の開催について御説明させていただきます。

趣旨としましては、国土交通省関東地方整備局長及び神奈川県知事が「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）」を作成するに当たり、河川法第 16 条の 2 第 3 項の趣旨に基づきまして、学識経験を有する者の意見を聞く場として設置いたします。

第 1 回目の会議の開催につきましては、来週 3 月 13 日の 13 時より、厚木商工会議所で

開催いたします。

議題につきましては、本日説明させていただいた内容についてということで、相模川・中津川の現状と課題について御説明し、学識者の意見を聞く予定となっております。

以上、説明を終わります。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

以上で用意しました資料の説明は終わりましたので、続きまして、自治体の皆様から順番に御意見を伺いたいと思います。行政連絡会の名簿順に従いまして意見を伺っていきこうと思いますので、まずは相模原市さんからよろしく願いいたします。

○ 相模原市 水みどり環境課 担当課長

それでは、相模原市から御意見を一言、言わせていただきます。

今回の河川整備計画の策定に当たりましては、本市では都市緑地法に基づきます、水とみどりの基本計画を策定しておりまして、その中で相模川流域の利用等に関する施策等も計画の中に盛り込んでございますので、そういった内容について御配慮いただきたいということ。

また、計画の対象区間は広範囲にわたることから、全域にわたり、しっかり現状と課題を分析いただきまして、流域に住む皆様や自治体の意見をよく酌んできいただきまして、よりよい計画を策定いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

続きまして平塚市さん、お願いいたします。

○ 平塚市 都市建設部長

平塚市です。よろしく願いいたします。

先ほど説明の中でもありましたとおり、平塚市は河口部から厚木市の境まで、約9 kmに及びまして相模川に面しております。特に、平塚市は非常に平らな地形でして、厚木市と

の境でも標高が10mということで、街中が標高6mぐらいですが、ほとんど平らですので、大洪水になった場合には、仮に破堤したりしますと市民の生命・財産に非常に危険が及ぶということがありますので、ぜひとも未整備区間の早期整備につきまして、よろしく願いしたいと思っております。

河口部ということで非常に広々とした河川敷がありまして、そこにはスポーツ広場ですとか、先ほど紹介がありましたとおり、馬入の水辺の楽校ですとかお花畑が整備されておりまして、市民も大変喜んで利用されているところです。

また、下流域が平塚八景の一つになっておりまして、湘南潮来に指定されておりまして、マリンスポーツや川釣りなどでにぎわっているという状況です。

課題といたしましては先ほど申しましたように、未整備区間の早期整備がまず第一と思っておりますし、さらに水面利用のルールに適正化も課題であると考えております。したがって、そのような課題を早期にクリアし、市民にとって安心・安全が守られて親しまれるような整備計画にしていいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

続きまして藤沢市さん、お願いいたします。

○ 藤沢市 下水道整備課長

藤沢市です。よろしく願いします。

本市を流れる相模川支流の小出川ですが、上流域には慶應大学の湘南キャンパス等がありまして、既に市街化が進んでおります。そういったことから、雨水流出量の増大に伴いまして、現状、浸水被害が多発しているという状況でございます。今後、鉄道の延伸計画もございまして、本市といたしましても重要な地区となっている場所でございます。

そういったことから本市といたしましても、相模川の整備の進捗に伴いまして、支流の安全、治水安全度の向上が見込まれるということですので、相模川の整備の進捗に期待しているところでございます。

また、本市は直接相模川本川には隣接しておりませんが、先ほどから御説明があった河川敷の利用等、市民が身近に感じられるような空間整備も期待しているところでございます。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

続きまして茅ヶ崎市さん、お願いいたします。

○ 茅ヶ崎市 下水道河川建設課 課長補佐

相模川の現状と課題につきまして、治水と環境の面からお話させていただきたいと思っております。

まず治水につきましては、左岸側の堤防の整備が特に遅れておりまして、流域住民からは堤防の早期整備、整備時期の明確化が求められている状況であります。沿川自治体、茅ヶ崎市、平塚市、寒川町の2市1町では相模川の整備促進を求める、相模川整備促進協議会が昭和48年に組織されており、長年にわたり相模川の整備が強く要望されております。

平成28年5月に国土交通省より発表された洪水浸水想定区域図では、従前の想定よりも浸水区域が2.4倍に増加しており、流域住民からは堤防整備に対する要望がさらに強くなっております。

平成27年2月に神奈川県が公表しました津波浸水予測図では、相模トラフ西側の地震で、相模川沿岸に最大約17m、相模川河口付近でも最大9mの津波が発生すると予想されておりまして、堤防未整備箇所が多い相模川下流部では、地震発生時の津波の遡上による被害が危惧されているという状況があります。

相模川下流部では河川敷地内に民有地が多く、特に平塚市須賀地区左岸側においては、無秩序な河川利用が行われているという現状がございます。

続きまして、環境面の現状と課題につきまして何点かお話させていただきます。茅ヶ崎市の平太夫新田地区につきましては、茅ヶ崎市の自然環境評価調査、平成17年度において特に重要な自然環境が残された地区であることが判明し、7つのコアマップ対象地区の一つに位置づけられております。

茅ヶ崎市環境基本計画2011年版においても、当該地を茅ヶ崎らしい良好な自然が保たれており、希少性や固有性の高い生き物が生息・生育する7つのコア地域の一つとして、優先的に保全すると位置づけられております。

当地区は市内唯一のオドリコソウ自生地であるほか、広がりのある草地は生き物たちの

広域的な移動空間として重要な役割を果たしております。堤防建設に当たって移植された樹木周辺では、市民団体と市が希少性の高い生き物や植物の保全活動を行っています。

次に、相模川・中津川河川整備計画を策定する際には、まとまりのある樹林帯をはじめ、現存する豊かな自然環境を保全するため、当該地の自然に生み出された良好な河川環境の維持について、配慮していただきたいことをお願いいたします。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

続きまして厚木市さん、お願いいたします。

○ 厚木市 河川みどり部長

厚木市でございます。

まずは、こうした形で河川整備計画の策定に向けた動きを再開していただいているということで、非常にありがたいと思っております。また、こうした早い段階で流域市町の意見を聞く機会を設けてくださったことにつきましても、感謝したいと思っております。

まず、厚木市としましては、先ほどから話が出ていますけれども、小鮎川と中津川と相模川の三川合流点地区ですが、ここは河川の流れが西側のほうに寄ってしまっていて、厚木市側の河原や川底が削られ、先ほどもありましたが、土丹が露出しているという状況でございまして、基本的には抜本的な土丹対策ですとか河川の流れを、東側にみお筋を移すことを検討していただきたいと思っています。

こうした形で土丹が出ていることについては、総合土砂管理計画も作成し、色々と活動いただいておりますし、県さんのほうでもやっておりますが、被覆工や水制工による短期的な整備もいろいろ検討していただいておりますので、そうしたことにも配慮しながら、あそこの整備をやっていただきたいというのが1点目でございます。

次に、厚木市では毎年8月ぐらいに三川合流点地区などを中心にしまして、あつぎ鮎まつりを開催してしまっていて、観光拠点やシンボリックな位置づけということで、広大な河川敷の利用が非常に盛んでございます。花火大会ですとかアユのつかみどりもやられておりますし、市民が水と親しみ、憩うことができる場でもありますので、引き続き安全・安心を保って河川利用を図ることができるように治水上にも配慮しながら、低水護岸になるのか



どうかあれですけれども、そういった利用にも配慮していただいた形での整備をお願いしたいと思っております。

3点目は先ほども御説明がありましたが、樹林化対策が非常に重要になってきております。厚木市に面している河川敷も樹林化というかジャングルのようになってしまうという現状がございます。厚木市としましては利活用したいということで、市でも河川利用構想をつくっていきまして、特に相模川の縦貫道路の厚木パーキングエリアの東側の河川敷ですとか、これは構想でしかないですが、三川緑地と呼んでいるところがありますが、そういったところの樹林化対策の取り組みにも御配慮いただきたいと思っております。

最後に、これは結構ややこしい話ですが、昭和63年3月に相模川水系の河川環境管理基本計画がつくられておりますが、策定から29年たっているということで、さまざまな環境変化がある中で、市民や県民のニーズに余りマッチしていないようなゾーニングになっていると私どもとしては認識している。それは非常に課題であると思っておりますので、整備計画の策定に当たっては、こうしたことにも御配慮いただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

続きまして伊勢原市さん、お願いいたします。

○ 伊勢原市 河川・下水道整備課 参事兼課長

伊勢原市です。よろしく申し上げます。

伊勢原市は相模川に直接接しておりませんが、公開された浸水想定区域図で、歌川、洪田川が伊勢原に流れております。それを越えて市内の浸水が想定されることから、引き続き相模川の整備促進をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

続きまして海老名市さん、お願いいたします。

○ 海老名市 建設部長

海老名市でございます。お世話になります。

先ほど事務局からも御説明ございました。また、厚木市さんからもございましたけれども、私どもといたしましては相模川、中津川、小鮎川の三川合流部分の河道の断面不足がありますので、こちらの部分の早期整備を要望として、計画していただくことをお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

続きまして座間市さん、お願いいたします。

○ 座間市 都市部長

座間市でございます。

本市では西域に約 2.5km、一級河川の相模川の左岸に接道しています。この左岸の接道の河川敷にはスポーツグラウンドや水辺の広場等がありまして、そちらのほうでは本市の大きなお祭り、伝統行事である大風まつりとか、その近傍ではひまわりまつり等を開催しておりまして、本市にとっては貴重な観光資源になっております。

河川というのは治水や利水に加えて、ふだんから環境の保全など大切な役目もございいますが、河道の変化による堆砂や洗掘による河川護岸への影響が非常に懸念されているため、本市のお祭り、伝統行事をやっているようなグラウンド等の保全が良好に保たれるよう、定期的な浚渫など、継続的に河川の維持管理を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

続きまして寒川町さん、お願いいたします。

○ 寒川町 都市建設部長

寒川町でございます。

寒川町では相模川の堤防のふれあい公園とか田端のスポーツ公園などを利用させていただいているところでございます。整備計画の作成に当たっては安全性の向上とともに、引き続き河川空間の利用を考慮し、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

簡単でございますが、以上でございます。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

最後に、本日欠席されている愛川町さんから御意見がございましたので、事務局より読み上げさせていただきます。

①多くの方々に川に親しみを持っていただけるよう、河川の草刈りや清掃を地域の自治体等をお願いする自治会委託制度を設けておりますが、さらに多くの方々に親しみを持っていただけるよう、イベント等での制度の周知並びに制度の拡充等について検討していただきたい。

②本町では昭和 63 年 3 月に国、県におかれまして策定された神奈川県相模川河川環境管理基本計画を踏まえ、中津川の自然環境の保全や河川空間の利活用を図ることを目的に、平成元年 3 月に「中津川リバーフレッシュ構想」を策定しておりますが、策定後 27 年以上も経過し、中津川の河道形態や河川敷の利用形態も変化していることなどから、この構想の見直しが課題となっております。

今後、河川整備計画の策定に当たりましては、河川環境管理基本計画における河川空間利用区分も踏まえ、計画内容を検討されるものと考えておりますが、本町の構想の見直しに当たっては、河川整備計画との整合を図る必要がありますことから、今後、国、県におかれまして、河川整備計画の策定を進めていかれる際には、情報の共有を図っていただきたいと考えておりますので、特段の御配慮をお願いいたします。

以上で、愛川町の意見につきましては終わりにいたします。

それでは、今いただきました発言に対しまして、まずは国土交通省京浜河川事務所から御回答をお願いいたします。

○ 京浜河川事務所 事務所長

私からは、沿川の平塚市、茅ヶ崎市、寒川町、それから小出川の合流点を持っています

ので、藤沢市の御意見について回答させていただきます。大きく分けると、治水のことで環境の利用面の2つについて御意見いただきましたので、その2つに分けて回答させていただきますと思います。

まず、堤防整備のご質問が多くありました。11ページをもう一度見ていただければと思いますが、特に直轄区間では左岸側のほうが、断面不足の赤い延長が長くなっております。こうした中、11ページの左下にもあるように堤防をつくっているところがございます、現在も鋭意進めているところです。

河口につきましては、津波対策について御意見をいただきました。津波については、L1津波、施設で被害を防ぐといった津波の高さになりますが、これが高潮の堤防の高さより低い場合、相模川では高潮堤防を整備することで、高潮対策とあわせて津波対策も進めているところがございます。高潮堤防の整備を今後も促進しますので、引き続き御協力お願いいたします。

併せまして、こうしたハード対策に加えまして、後ろから3枚目になりますが、水防災意識再構築ビジョンをお示しさせていただいており、昨年、「相模川の減災に関する取組方針」をまとめさせていただきました。ハード対策と相まって減災のためのソフト対策を一体的に進めさせていただいて、被害をできるだけ小さくするという取り組みも同時に進めてまいりたいと思っておりますので、これも御協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして利用と環境面ですが、16ページにいろいろなことをやらせていただいているということを説明させていただきました。まずは直轄区間、市街地に隣接しまして、川の中の環境がかなり重要な位置づけになることは、よく認識しているところです。こうした中、こういったものをしっかり保存し、中にはヨシ河原が樹林化しているということですが、そういったことにも配慮してまいりたいと思っております。

河川敷の公園、グラウンド、散策路、水辺の楽校に利用されているところを、流域自治体等に占有していただいているところです。また、水面も河口部のほうではプレジャーボートや水上バイクなど、マリンスポーツで多く使われております。貴重な空間でございますので、こうした利用も今後促進するようにやっていきたいと思っております。

負の側面もありまして、16ページの下にあるように不法係留船などの問題があり、マリナーについても適正化していかななくてはなりません。こういったところにも取り組んでいるところがございますので、今後ともその取り組みを促進してまいりたいと思っております。

今度の整備計画におきましても、そうした実態やこれまでの取組を十分配慮して策定していきたいと思っていますので、御協力をお願いします。以上です。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

続きまして、神奈川県から回答をお願いいたします。

○ 神奈川県 河川課長

神奈川県河川課長の横溝と申します。よろしくをお願いいたします。私からは県管理区間の全般にわたることにつきまして、御回答させていただきたいと思います。

まず相模原市さんから、「水とみどりの基本計画」について、利用等に関する施策に御配慮をというお話がございました。御案内のように、相模川は自然環境を生かして環境学習やスポーツやレクリエーションで多くの方々に非常に親しまれておりますので、そういったことにも十分配慮いたしまして、いい計画をつくっていきたいと思っております。

また、流域にお住まいの皆様や自治体の意見もよく聞いてというお話もございました。当然こういった場もありますし、今後もいろいろあると思っておりますので、県民、市民の皆様、そして自治体の皆様の御意見をよく聞かせていただいて、国交省さんとも連携しながら、よりよい計画をつくっていきたいと思っておりますので、ぜひ、よろしくをお願いいたします。

厚木市さんから、環境管理基本計画の話をいただきました。河川環境の保全、河川空間の利用については、いろいろなさまざまな意見があろうかと思いますが、バランスをとっていくことが大変重要だと思っております。これから河川整備計画の策定作業を進めていくわけですが、その中で、そういったことをどう取り扱っていくか、今後しっかりと検討していきたいと思っておりますので、ぜひ、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

愛川町さんから、河川の草刈りや清掃を行うときの自治会委託制度の周知や制度の見直しのお話をいただきました。この自治会委託制度は美化などだけでなく、河川の愛護精神を広めていくにも大変重要な取り組みだと思っておりますので、私どももしっかりと広報、周知していきたいと思っております。もし、地域や市町村さんのイベント等がございましたらそういった場も活用して、厚木土木事務所にも声をかけていただければ、一緒に周知していきたいと思っております。

また、地域の方々が、より利用しやすくなるような制度の見直しについても、よく検討していきたいと考えております。

整備計画の策定に当たって、流域自治体との情報共有をしっかりと図ってほしいというお話もいただきました。まさにそこをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

寒川町さんから、計画の策定に当たって安全性の向上とともに、流域自治体の河川空間利用を考慮して進めてほしいということがございます。お話のとおり、治水安全度と河川空間の利用のバランスがとれた、いい計画をぜひつくっていききたいと考えておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

#### ○ 神奈川県 厚木土木事務所長

厚木土木事務所所長の沼田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、現地で実際に事業を行っている立場から、現状等をお答えさせていただきます。

事業に当たりましては、沿川の市町の方々に大変お世話になっておりますことを、まずは御礼申し上げます。私から、厚木市さん、伊勢原市さん、海老名市さん、座間市さんの関係についてお答えさせていただきます。

まず最初に厚木市さんでございますけれども、1点目として土丹対策の問題がございました。現在、三川合流付近の土丹露出箇所への対応については、海老名側の河原を水路状に掘削することや、土丹露出箇所への土砂の敷きならしや、水制工を設置するなど、現地の状況を踏まえながら、必要な対策を行っているところでございます。

先ほど、長期的なというお話の中で、抜本的な対策については国と県が協働し、学識経験者や地域住民などで構成する、「相模川 川づくりのための土砂環境整備検討会」がございまして、こういったところの意見をいただいて、具体的な対策の検討を進めていきたいと考えております。

2点目は、花火大会のお話などがありましたが、市民が安心・安全に河川利用を図ることができるよう、例えば低水護岸の整備等のお話もございました。ここにつきましては、三川合流地点では現在、治水安全度を高めるため、特に川幅が狭い河原口地区の拡幅や掘削などを重点的に進めております。その整備が完了するまでの間、厚木市側の利用計画に基づく河川占用などに関する打ち合わせを行いながら、低水護岸の整備について調整して

いきたいと考えております。

3点目は、樹林化対策のお話がありました。樹林化対策につきましては、河道内の樹木によって洪水流下の障害が生じている場合など、河川管理上支障が認められる場合には、支障が大きなものから順次伐採することとしています。なお、外来種であるハリエンジュについては成長が非常に早く、放置すると治水上、河川環境の保全上、支障が生じるため、伐採に当たっては再繁茂を防ぐため、天地返しということで根をひっくり返すようなこともやりながら、対策をとっているところでございます。

続きまして伊勢原市さんから、相模川の整備を促進してほしいというお話がありました。相模川では現在、特に川幅が狭い海老名市の河原口地区や座間市の四ツ谷・新田宿地区において重点的に堤防整備を進めております。引き続き治水安全度の向上に努めていきたいと考えてございます。

続きまして海老名市さんからは、相模川、中津川、小鮎川の三川合流部付近の早期整備をというお話がありました。三川合流地点では現在、治水安全度を高めるため、特に川幅が狭い海老名市河原口地区、約1.6kmの区間で堤防の整備や高水敷部分の掘削などを重点的に行っております。

堤防の整備については、小田急電鉄の小田原線の橋梁からさがみ縦貫道路の相模川の渡河橋付近までの約1.1kmが完成し、現在は高水敷部分の掘削を下流から順次進めているところでございます。引き続きこの工事の早期完成に向けて、事業を進めていきたいと考えております。

座間市さんからは、定期的な浚渫などの河川管理を要望するというお話がありました。河川の浚渫については土砂の堆積状況などを見ながら、必要に応じてしっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

まずは自治体の皆様から意見を伺ったところでございますが、このほか追加で皆様から何かあればいただきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

お願いいたします。

○ 関東地方整備局 河川部 河川計画課長

整備局の河川計画課長をしています出口と申します。本日はありがとうございます。

相模川の河川整備計画の策定に向けて、この会議を中心に検討を進め、有識者会議ですとか、また公聴会やパブリックコメント等を行い、なるべく早く法定計画である整備計画をつくれればと思っております。引き続き、今日いただいた御意見を踏まえて、県さんと一緒になって進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

せっかくですので一つ、私からお話をさせていただきたいと思っております。先ほど説明がございましたが、関東・東北豪雨において鬼怒川の堤防が決壊しております。その前には九州や近畿で、今年は北海道や東北ということで、毎年のように大きな被害が発生しています。今年は台風が連続して、今まで起こっていなかったような北海道に上陸したり、東北地方を太平洋側から台風が上陸するということもありました。

また、今年は利根川の濁水という話もございました。温暖化の影響なのかどうなのかという分析はあるかと思いますが、今まで考えもしなかったようなことが、平然と毎年のように起こっているのが現実問題でございます。想定外をなくす、こういうことが起こったらどういった対応をしようかということのを思いめぐらせておいて、それを普段から意識しておくことが大事なのではないかと考えてございます。

そういったことを踏まえて、国交省では水防災意識社会再構築ビジョンという施策を打ち出して取り組みを進めています。もちろん、ハード対策についてはしっかり引き続きやらせていただきたいと思いますし、そのためには地元の皆様からの御支援が必要不可欠であります。

それだけではなく、ソフト対策のほうも一体となってやっていくことがポイントかと思っております。住民の方一人一人にそういった意識を持っていただくために、何をしたらいいのか。私、鬼怒川のときに対応しておりましたが、4300 の方が逃げおくれて救助を待ったという状況になっております。

今回、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表させていただいたり、新しい取り組みも進めております。住民一人一人の方が自分のこととして考え、リスクが高まった時には自らの判断で逃げるということを実現するために何をしたらいいのか、我々は日々悩んでおります。地域に入っていくときには、市役所、町役場のみなさんたちと一緒に、そういうところを動かしていくために何をしたらいいのか。一足飛びにいきませんので、協議会を通じて少しずつ実現していくしか道はないのかと思っております。



施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものと認識に立って、少なくとも命は助けようということで、皆さんと一緒に一生懸命やっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

このほか、自治体の皆様から追加で何かあればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 平塚市 都市建設部長

追加でよろしくお願ひいたします。平塚市です。

海岸を持っているのは平塚と茅ヶ崎ということになりますが、先ほども最後のページで若干触れていただいたのですが、海岸線が非常に後退していると。そのためにヘッドランドを設けまして、その部分は着砂があったのですが、それ以外が逆にかなり後退していると感じております。私ども、昭和 30 年代の航空写真と現在の航空写真を比べて、大体 5 ～ 6 m は後退しているのかなと思われまので、長期的な視点で見ると、これからかなり削られていくのかなというのは非常に心配です。

津波の想定の高さも、これまで 6.9 が 9.6m になって、134 号線を越えてくると言われておりますので、砂浜が後退すると、よりリスクが高くなると思われま。市民の方からそのような意見も言われておりますので、ぜひ、養浜事業にも力を入れていただければと思っております。

それと 1 点、お聞きしたかったのは、最後のページで置き砂の試験施工をされているということだったんですが、もし、この場でわかれば、その効果がどの程度あったのかをお聞かせ願えればと思ひま。よろしくお願ひいたします。

○ 神奈川県 河川課長

神奈川県の河川課でございます。

置き砂の関係ですが、中流部の座架依橋のちょっと下流のところ、年間大体 5,000m<sup>3</sup>程度、人工的に砂を置いて、洪水時に川の水の流れで下流に流します。その中には一部、相模ダムの浚渫土砂などもまぜております。

漁業や環境などに与える影響は、やってみないとわからないというところがありまして、モニタリング調査を一緒に行っているところをございまして、かれこれ 10 年ぐらいになります。効果という話ですが、今まで行ったモニタリングの結果によると、今言ったように、5000m<sup>3</sup>というのは比較的小規模に抑えてやっているんですね。漁業や水質に影響が出ないような範囲でということなので。モニタリングの結果によりますと、漁業や水質に影響は出ていないことはわかっているのですが、じゃあ、実際に養浜、海岸の侵食や河川の局所的な河床低下に効果が出ているかという、まだ目に見える効果が出るまでに至っていないというのが現状でございます。

今後できるだけ、その量をふやしていきたいと思っているし、できるだけ上流でやっていきたいと考えております。関係機関とさまざまな調整が必要になると思いますが、そういった方向でできるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ほかに何かありますでしょうか。

○ 神奈川県 河川課長

神奈川県でございます。

先ほどの出口課長さんと同じ話になろうかと思いますが、資料でいくと 23 ページの上のほうに四角く囲ってあって、左側に黒い四角が 5 個あると思うんですが、その一番下の「今後」のところですが、「相模川（県管理区間）においても、河川管理者、市町村、气象台等から構成される「減災協議会」を立ち上げ、「取組方針」策定のための議論を行う予定」と書かせていただいております。

これはまさに直轄さんは既に取り組みが進められているのですが、県管理区間はこれからということでございます。具体的には、今年の 5 月か 6 月ごろの出水期までには協議会を新たに立ち上げたいと考えております。その協議会の中で取組方針をつくっていくわけですが、平成 29 年度中にはこの方針をつくっていききたいと考えております。この協議会の中には国交省さん、また関係の市町さんにも入っていただきたいと思っております、ハード、ソフトはどんなことが必要なのか、どんなことをやっていくのかということと一緒に検討していきたいと思っておりますので、ぜひ、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ます。以上です。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

今まで自治体の皆様に意見をお伺いしているところでございますが、本日は神奈川県の関係機関の皆様にもお越しいただいております。何か意見ありますでしょうか。

○ 神奈川県 土地水資源対策課 水政グループリーダー

土地水資源対策課でございます。

私どもの水循環基本法の関係でお願いがございまして、御説明させていただきます。平成26年に国では水循環基本法を策定しまして、平成27年には水循環基本計画を策定いたしました。この河川整備計画でございますけれども、基本的には河川整備がメインでございますが、先ほど御説明していただいた課題の中には治水のほかにも、生態系も含む自然環境ですとか水質、水辺空間などがそれぞれ挙げられております。

水循環基本計画の中にも、以上、述べたような対応策がそれぞれ示されておりますので、その対応策を意識していただきながら、整合性を図りながら計画を策定していただければありがたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

以上でございます。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。ないようですので、最後の議事に移らせていただきます。

5. 閉会

○ 神奈川県 河川課 副技幹

最後に閉会の挨拶としまして、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課の横溝課長より挨拶をお願いいたします。

○ 神奈川県 河川課長

皆様におかれましてはお忙しい中、長時間にわたりまして大変貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。また場所も、きょうは相模川から外れてしまったところになってしまったのですが、わざわざお越しいただきましてありがとうございました。

今後も皆様の御意見を伺いながら、相模川・中津川河川整備計画策定をしっかりと進めていきたいと考えておりますので、流域の市町村の皆様、また関係各課の皆様に御協力をお願いしたいと思います。引き続き、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○ 神奈川県 河川課 副技幹

これをもちまして、相模川 川づくり行政連絡会を閉会させていただきます。本日は貴重な御意見をいただきましてまことにありがとうございました。

## ②

### 第 2 回相模川川づくり行政連絡会

#### 1. 開会

○神奈川県 河川課

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。  
定刻前ではございますが、皆さんおそろいようですので、ただいまより相模川川づくり行政連絡会を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます神奈川県県土整備局河川課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、まずお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。一つ目が資料目録。二つ目が議事次第。続きまして、名簿、座席表。資料 1 としまして、相模川・中津川河川整備計画（骨子）。資料 2 につきましては、資料 1 に行番号のみを追加した資料になっております。資料 3 としまして、当面の進め方。資料 4 として、相模川・中津川の現状と課題ということで、資料になってございます。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○神奈川県 河川課

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

#### 2. 挨拶

○神奈川県 河川課

議事次第 2 としまして、国土交通省京浜河川事務所長、服部より御挨拶申し上げます。

○京浜河川事務所 事務所長

皆さん、おはようございます。簡単ですが、御挨拶させていただきます。

まず、本日御多忙の中、相模川川づくり行政連絡会に御出席賜りまして、どうもありが

とうございます。また、日ごろから国の管理区間、県の管理区間問わず、相模川、・中津川の河川事業に御協力いただいているところ、厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、相模川につきましては平成19年に、河川整備基本方針を策定しました。その後ちょっと間があきましたが、今般、今後20年から30年間をめどに行う整備の目標、内容について定める河川整備計画を検討しているところでございます。この会議の、位置づけは、河川整備計画の策定に向けて河川法第16条の2、第5項に基づく関係県知事及び関係市町村長の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と神奈川県及び流域自治体において、相互の立場を理解しつつ、河川整備計画にかかわる検討内容の認識を深めるため、御検討いただく場になっております。

こういう場でございますけれども、御案内のとおり3月8日に第1回を開かせていただき、そのときは現況の課題と当面の進め方をお示しさせていただいたところでございます。その後、3月13日に第1回目の有識者会議を開かせていただきました。そういった経緯があり、今回は第2回目ということで、整備計画の骨子を示めさせていただきます。また当面の進め方についてもお示しさせていただきます。骨子について、時間が限られてございますけれども、忌憚のない御意見いただければと思っています。本日もどうぞよろしく願いいたします。

#### ○神奈川県 河川課

ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、本日の連絡会の資料及び議事録について、連絡会后に公開したいと考えておりますので、本連絡会の規約第7条に基づき、連絡会に諮りたいと考えております。規約につきましては、本日の名簿の裏に規約の写しを添付させていただいております。

連絡会開催後、本日の連絡会資料は公開するものとし、また議事録についても事務局で議事録を作成し、出席したメンバーの確認を得たのち、公開するものとします。これにつきまして、皆様方の御意見はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○神奈川県 河川課

それでは、皆さん異議がないということですので、連絡会后、連絡会資料については公

開し、議事録についても出席メンバーの確認後、公開することといたします。

本日の出席者につきましては、お配りしております席次にかえさせていただきます。

### 3. 相模川・中津川河川整備計画（骨子）

#### ○神奈川県 河川課

次に、議事次第3に移らせていただきます。「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」についてと、議事次第4の「当面の進め方」について、事務局からの説明をお願いします。

#### ○京浜河川事務所 計画課長

京浜河川事務所計画課長の四條でございます。座って御説明させていただきます。

骨子の説明に先立ちまして、資料4をお手元に御用意ください。こちらはですね、先ほどもありました3月8日に開催した際、現状と課題についてお示しさせていただいたところですが、当日の御意見や、その他、誤記、誤植等を修正して、改めて資料をお付けしているところでございます。これにつきましては、詳細な御説明は割愛させていただきますけれども、この現状と課題に基づいて、今回の骨子を作成したと御理解いただければと思います。

それでは、骨子の説明をさせていただきます。行番号が付された資料-2のほうをお手元に御用意ください。めくっていただきまして、1ページ目、まずこの骨子につきましては、大きく三つに分けて記載をさせていただいております。一つ目が、河川整備計画の対象区間と期間。二つ目が、河川整備計画の目標に関する事項。三つ目が、河川の整備の実施に関する事項。大きく三つに分けて記載させていただいております。

下のページにいただいていただきまして、河川整備計画の対象区間と期間でございます。3行目以下に地図が載せてございます。相模川の河口から、本川は山梨県境までの55.6km。それから、中津川につきましては、相模川本川合流から塩水川合流点までの30.2kmを対象区間としております。

4行目、計画対象期間でございます。5行目から河川整備計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には計画対象期間内であっても適宜見直しを

行ってまいります。

めくっていただきまして、3ページ目でございます。河川整備計画の目標に関する事項です。2行目から、相模川・中津川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるような社会基盤の整備を図ります。

3行目、相模川では、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。

災害の発生の防止または軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、相模川・中津川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築・新設及び河道掘削等により洪水を安全に流下させる整備を推進します。

以下、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、9行目からは河川環境の整備と保全に関して、11行目は河川の維持管理に関して、それぞれお示しをさせていただいているところでございます。

下のページにまいります。4ページ目、河川整備計画の目標に関する事項です。2行目、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標でございます。

3行目、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

5行目、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先として被害の最小化を図ります。

地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止または軽減を図ります。

9行目、相模川です。洪水に対しては、基準地点厚木において、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水による災害の発生の防止または軽減を図ります。

さらに下流部における国管理区間においては、上下流の治水安全度のバランスを考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して同程度の水準である年



超過確率1/50として、洪水による災害の発生の防止を図ることを目標とします。

14行目、中津川でございます。洪水に対しては、相模川本川の戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水による災害の発生の防止を図ります。

めくっていただきまして、5ページ目です。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標でございます。

3行目、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、小倉地点においては、かんがい期に概ね20m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね10m<sup>3</sup>/s、寒川取水堰下流においては年間を通じて概ね12m<sup>3</sup>/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保するよう努めます。

6行目、河川環境の整備と保全に関する目標です。

7行目、ゆとりとやすらぎとうるおいのある相模川・中津川を目指して、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の推進に努めます。

9行目、水質については、県・市町が実施する水質保全関連事業と連携し、良好な水質を維持しつつ、社会情勢、地域の要望に対応した河川水質の向上を目指します。

10行目、自然環境の保全と再生については、治水・利水・河川利用との調和を図りつつ、礫河原、瀬と淵及び河口干潟等の保全・再生に努めます。

11行目、河川の連続性の確保を図り、アユ等をはじめとする魚介類について、今後の遡上・降下の状況を十分に把握しながら、縦断的な生息環境の保全に努めます。

12行目、河川と周辺環境の連続性の確保等を通じて、生態系ネットワークの形成に努めます。

13行目、人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた相模川・中津川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ります。

15行目、宮ヶ瀬ダム貯水池においては、富栄養化、冷濁水の放流による環境への影響についてモニタリングを継続し、その保全・改善に努めます。

16行目、ダム貯水池の湖面利用については、様々なニーズがあることから、地域住民や関係自治体等と連携して健全で秩序ある湖面利用に努めます。

17行目、景観については、沿川と調和した河川景観の保全・形成に努めます。

18行目は、総合的な土砂管理に関する目標でございます。

相模川の流域の源頭部から河道域、河口・海岸域まで連続した流砂系と捉え、流砂系内の土砂移動環境の現状と課題を把握し、流砂系内の課題を共有し土砂環境の改善に向けた実効性のある対策を実施してまいります。

下のページにまいります。河川の整備に実施に関する事項でございます。

2行目が、河川の工事の目的に関する部分。

3行目、河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、高潮または津波による災害に対する安全性の向上を図ります。

6行目、洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止または軽減に関する事項です。

7行目、相模川の（国管理区間）につきまして、こちらは七つの項目について、記載しております。

一つ目が、堤防の整備。堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さまたは幅が不足している区間について、堤防を嵩上げ・拡築を行います。

二つ目が、河道掘削です。河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施します。

3番目、侵食対策。水衝部が堤防に接近している場合や今後堤防に接近する恐れの場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や堤防防護のため水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施します。

以下、4番、高潮対策。5番、地震・津波遡上対策。

めくっていただきまして、6番、内水対策。7番、施設的能力を上回る洪水を想定した対策と、七つの項目について、お示しさせていただいております。

## ○神奈川県 河川課

次にですね、私、神奈川県河川課の伊藤と申します。

3. 河川の整備の実施に関する事項、8ページになります。

4行目の（2）相模川（神奈川県管理区間）・中津川について、御説明いたします。

整備する項目に関しましては、6項目でございます。まず5行目の1）、堤防の整備。堤

防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さまたは幅が不足している区間について、築堤、堤防の嵩上げ・拡築、及び護岸整備を行います。

8行目、河道掘削についてです。河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施します。

10行目、固定堰の改築についてです。既設固定堰により、流下断面の高さまたは幅が不足している区間について、固定堰の可動化等の改築を行います。

13行目、侵食対策についてです。水衝部が堤防に接近している場合や今後堤防に接近する恐れのある場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や堤防防護のため水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施します。

17行目、橋梁架替。これは必要となる橋梁の架替を行ってまいります。

19行目、6)として、施設の能力を上回る洪水を想定した対策についてでございます。応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、災害復旧のための資材の備蓄等を検討し、必要に応じて実施します。また、雨量、水位等の観測情報や河川監視カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設の整備等を図ります。

#### ○京浜河川事務所 計画課長

続きまして、9ページ目でございます。河川の整備の実施に関する事項のうちの、河川工事の目的の河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。

4行目、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を推進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

6行目、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

7行目、河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行います。

9行目、(1)水質改善対策。

10行目、宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）において富栄養化による影響が生じる恐れがある場合

には、必要に応じて富栄養化を軽減するための対策を行います。また、選択取水設備等を活用して、ダムからの濁水の放流による下流河川における環境への影響を抑制します。

13行目、相模ダム（相模湖）や城山ダム（津久井湖）では、ダム貯水池のアオコ対策として、エアレーション装置による湖水の攪拌により水温を下げてアオコの発生を抑制する対策に取り組んでおり、今後も引き続き実施していきます。

15行目、（2）自然環境の保全と再生。カワラノギク等が生育する礫河原の保全、アユ等の生育・繁殖場となる瀬と淵の保全に努めるとともに、コアジサシ等の生息・繁殖場となる砂礫地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となる河口干潟の回復に努めます。

18行目、河川環境の縦断的な連続性を確保するとともに、関係機関と連携し河川に隣接する公園や河畔林などの緑地と河川環境の連続性を確保します。

20行目、ハリエンジュ等の樹木対策については、治水面も考慮し計画的に伐採等の適正な管理を実施します。

21行目、（3）人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備でございます。

自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係自治体や地域住民と調整し実施します。

河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域住民に親しまれる河川整備を推進します。

下のページにまいります。河川の維持の目的のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項でございます。

4行目、河川の維持管理に当たっては、相模川・中津川の河川特性を十分に踏まえ、河川の維持管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき、計画的・継続的な維持管理を行います。

6行目、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

以下、八つの項目について、お示しをさせていただいております。一つ目が堤防の維持管理。二つ目が河道の維持管理。3番目が樋門等の河川管理施設の維持管理。

めくっていただきまして、4番目がダムの維持管理。5番目が許可工作物の機能の維持。6番目が不法行為に対する監督・指導。7番目が観測等の充実。8番目が洪水氾濫に備えた社会全体での対応でございます。

下のページにまいります。こちらは河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関

する事項でございます。

4行目、河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等の情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。

5行目、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量を監視し、城山ダムや宮ヶ瀬ダム等の総合運用により水系全体の効率的な水運用を図ります。

7行目、渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する「相模川水系水総合運用協議会」等を通じ、関係水利利用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせんまたは調停を行います。

9行目、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

10行目、河川、ダム貯水池周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川・ダム利用等に配慮します。

以下、こちらも八つの項目について、お示しさせていただいております。一つ目が、水質の保全。二つ目が、自然環境の保全。3番目が河川空間の適正な利用。

めくっていただきまして、4番目が水面の適正な利用。5番目が景観の保全。6番目が環境教育の推進。7番目が不法投棄対策。8番目が不法係留船対策でございます。

下のページにまいります。総合的な土砂管理に関する事項でございます。

4行目、総合的な土砂管理については、人為的な行為の影響により顕在化し、今後も進行すると考えられる土砂移動の時空間的不連続性に起因した問題に対しては、重点課題として具体的な目標を掲げ、連携した対策を実施するとともに、対策の実施に当たっては、自然の営力を極力活用します。

7行目、(1) 茅ヶ崎海岸（柳島地区）の浸食対策としまして、8行目、自然の営力により河道域から河口・海岸域への海岸構成材の土砂還元を増加させるため、ダム等の堆積土砂を有効活用し、河道への置き砂等を実施します。

2番目、河道内の土砂移動の極端な不連続性の是正としまして、1) 磯部頭首工の改築、2) 磯部床止下流の深掘れ対策について記載をさせていただいております。

また、三つ目としまして18行目、(3) 流砂系で継続して実施する対策・モニタリングについて、三つ記載をさせていただいております。

骨子に対する説明については、以上でございます。

#### 4. 当面の進め方について

##### ○京浜河川事務所 計画課長

続きまして、資料3をお手元に御用意ください。当面の進め方でございます。ただいま御説明させていただきました骨子につきまして、平成29年8月1日から8月30日まで意見募集を行います。郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を開始する予定でございます。

それから、8月1日の15時から17時まで、相模川・中津川河川整備計画有識者会議を開催する予定でございます。

当面の進め方につきましては、以上でございます。

##### ○神奈川県 河川課

ありがとうございます。以上で事務局からの説明は終わりましたので、続きまして、自治体の皆様から順番に御意見を伺いたいと思います。行政連絡会の名簿順に従いまして、御意見を伺いたいと思いますので、相模原市さんのほうからお願いしたいと思います。

##### ○相模原市 環境共生部長

相模原市環境共生部長の石井と申します。よろしくお願ひいたします。

私も相模原市といたしまして、相模川についてのお話になるんですが、相模川、本市にとって市民の憩いの場、潤いの場ということで、非常に大事な河川だというふうに認識しているところでございます。そうした点を踏まえまして、幾つかこの計画に対する、計画そのものというよりも、連携して取り組みさせていただきたいということが2点と、それから、要望的なことになるんですが1点、お話をさせていただきたいと思います。

資料2の9ページからなんですが、21行目になります。河川環境の整備と保全に関する事項の21行目のところに、人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備ということでございますけれども、本市におきましても、相模川の河川区域内に広場ですとか、あるいはスポーツ広場といったような施設を設置させていただいておるところでございます。ぜひ、こうした整備、ふれあいや環境学習の場の整備、保全につきまして、ぜひともここは連携をさせていただいて、取り組みさせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、今度は13ページになります。19行目になるんですけども、これは要望になるかと思うんですが、不法投棄対策ということで、本市におきましても管理周辺施設の不法投棄の収集処分を委託発注で実施しておりまして、昨年度も約16 tの不法投棄が発生しているという状況でございまして、依然として不法投棄が多いということでございまして、ぜひとも河川管理者としての実行性のある対策を講じていただきますよう、お願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、最後になります。14ページになります。11行目のところで、磯部頭首工の改築というのがございまして、本市におきましても、相模川に流入しております準用河川、八瀬川というのがあるんですが、この改修計画を考えておりまして、この計画とぜひとも整合が図れますよう、磯部頭首工の計画河床工等の詳細部分につきまして、十分連絡調整を図りながらですね、改築に向けて検討を進めていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、平塚市さん、よろしく申し上げます。

#### ○平塚市 都市整備部長

平塚市都市整備部長の小山田です。よろしくお願いいたします。

事前に、特に意見は提出していないんですが、平塚市、相模川最下流部にありまして、近年の全国各地で起きております非常に大きな豪雨が発生しておりまして、平塚市民も非常に不安を感じている部分がございます。従いまして、早くこの整備計画を、まずは立案、つくっていただきまして、この計画に基づいて、しっかりと未整備区間の整備、あるいは河床がだいぶ下流域で上がってきているところもございますので、そういった堆砂を取り除いていただいたりしながら、要は洪水が起こらないように、しっかりと取り組んでいただきたいということと、もう1点、下流域のほうで水辺の楽校というものがございまして、非常に子供たちも安心して地域の方々と一緒に河川空間を楽しんでいるという、非常に良い場がございますので、それらもしっかりと国、市、あとは地元の人たちと連携をしながら将来の子供たちのためにですね、維持管理をきちっとしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、最後なんですけど、先ほど茅ヶ崎市の柳島の侵食対策という話があったんですが、平塚市の海岸も同じようにというか、侵食している部分がございますので、先ほど中流域での置き砂というような試行もされているようですので、引き続きその辺の取り組みをお願いしたいということで、要望させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、藤沢市さん、お願いします。

○藤沢市 道路河川部長

道路河川部長の古澤と申します。よろしくお願いいたします。

私どものほうはですね、直接こちらに関係することではないと思うんですが、支流の小出川というところがですね、藤沢市のほうに流れております。その最上流部で神奈川県さんとか相鉄さんと、うちの市のほうで相鉄いずみ野線というのが湘南台駅まで来てまして、それから今、慶応大学が立地しているところまで延伸していく構想をもって、今検討を進めているところでございます。その地域はですね、藤沢市の都市拠点として健康と文化の森というふうについて今、取り組んでいるところなんですけど、慶応大学、SFCというほうが御承知おきかとは思いますが、そのキャンパスが平成元年にできまして、その後、看護医療学部が開設されて、今現在、慶応大学の関係している病院の建設が進められているところでですね、だんだん都市化が進んでくる関係がありまして、小出川のほうの河川改修がちょっとなかなか進まないということもあるんで、浸水の問題が起きていますので、藤沢市のほうとしましては段階的に調整池の整備とか、新たな調整池の整備の検討などを進めているところでございます。私どもといたしましてはですね、こういう浸水対策を進めているんですけども、いずみ野線の延伸のために必要な都市拠点の整備に向けてですね、相模川の支流のほうの治水対策も積極的に取り組んでいただけるとありがたいということで、ちょっと御要望みたいな形なんですけど、そういったことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございました。続きまして、茅ヶ崎市さんお願いします。



○茅ヶ崎市 下水道河川建設課長

茅ヶ崎市の下水道河川建設課長の山中と申します。よろしく申し上げます。

この骨子案につきまして、2点ほど発言させていただければと思います。

まず6ページからの3、河川の整備の実施に関する事項につきまして、6行目、洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止または軽減に関する事項、この記載中の堤防の整備がうたわれておりまして、これにつきましては一定の評価をしてございます。相模川の堤防整備につきましては、茅ヶ崎市側は特に遅れておりまして、流域住民から堤防の整備を強く要望されています。本計画に伴いまして、早期の整備が図られることを、御配慮の程、お願いできればと思います。

続きまして、9ページです。3.1.3、河川環境の整備と保全に関する事項。動植物の生息・生育・繁殖環境への配慮と自然の調和ということがうたわれており、これに関しても一定の評価をしてございます。1点、20行目になりますが、自然環境の保全と再生の中のハリエンジュ等の樹木対策について、治水面を考慮し計画的に伐採等の適正な管理を実施します、こういう記載がございまして、ハリエンジュ等を含む植樹の想定というのはあるのでしょうか。また、この適正な管理につきましては、どのような管理を考えているのでしょうかということ、今後教えていただければと思います。ここでの表現によりましては、河川敷地内に自生している樹木全てが計画的な伐採対象と捉えられ、動植物の生息・生育環境・繁殖環境の配慮と齟齬が出る結果となりうることを懸念されますので、この点については御配慮いただければと思います。

この地域、平太夫新田及び萩園という地域にございましては、堤防築堤の際に、旧堤防にあった樹木を自然環境保全のために、国より河川敷地内に移植した経緯がございまして、新たな植樹等を行わないものの、動植物の保全を考えた管理手法に一定の理解を得ていると考えておりますので、御配慮の程、お願いいたします。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、厚木市さん、よろしく申し上げます。

○厚木市 都市整備部長

厚木市の都市整備部の沼田と申します。よろしくお願いいたします。

厚木市につきましては、中津川、相模川の関連が深い市でございまして、この河川整備につきましては早急をお願いしたいと強く思っている次第でございます。

この骨子につきましては、幾つかちょっと文言を入れていただきたい部分がございますので、細かいこととなりますが、ちょっとお願いしたいと思っております。

まず3ページでございます。3ページの6行目になります。ここで掘削等という文がございますが、ここの掘削の部分に、細かくなりますが、等の中に入っているのかなということもございますけども、樹林化対策、そういったものをちょっと提案していただけるかと思っております。掘削と樹林化対策等によりというような形で、ちょっとお願いできればということですが。

次に、8ページになります。8ページの9行目でございますが、これも河道掘削のところには樹林化対策等というような形をお願いしたいと思っております。

次に、9ページ目でございます。9ページ目の24行目でございますが、これが河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域住民に親しまれる河川整備ということが書いてございますが、河川整備を具体的に、低水護岸等の整備を踏まえたというような形で表現を、より具体にしていればというような形で提案させていただきます。

次に、14ページの21行目でございますが、河道の二極化や樹林化への対策については、知見の整理や実現性を検討し、というようなことで、その「検討し」に続けて、検討した上で対策を実施します。「また」というような形で次の三川合流地点の土丹とつけ加えてはどうかというふうに考えてございます。

また、次の22行目のところでございますが、土丹の被覆等というようなところもございまして、そこに水制工や土丹の被覆等というようなことで、水制工等の文言を入れていただければと思っております。

骨子につきましては、以上でございます。

#### ○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、伊勢原市さん、お願いします。

#### ○伊勢原市 下水道担当部長

伊勢原市の下水道担当の石塚でございます。伊勢原市につきましては、相模川に直接接

しているというところはございませんが、資料4の3、洪水浸水想定区域図を見ますと、当市の中を流れています二級河川、歌川まで浸水が広がってくるというような想定がされている内容でございまして、できるだけ早期に、この浸水対策をしていただけるよう、お願い申し上げるところでございます。

以上です。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、海老名市さん、お願いします。

○海老名市 建設部長

海老名市建設部長を務めております、御守でございます。よろしくお願いたします。

事前の意見ということでは挙げてはございません。骨子案に基づきましてですね、30年という長期にわたる計画ではございますけれども、計画に基づいて整備のほうを行っていただきたいということで、要望させていただきます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、座間市さん、よろしくお願いたします。

○座間市 都市計画課長

座間市都市計画課長の柴原と申します。よろしくお願いたします。

座間市は、相模川の中流域に接しておりまして、今回意見は出しておりませんが、この相模川・中津川河川整備計画骨子に基づいてですね、適切に工事、整備を進めていただければと考えております。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、綾瀬市さん、よろしくお願いたします。

○綾瀬市 下水道課長

綾瀬市下水道課長の野口と申します。よろしくお願いたします。

綾瀬市につきましては、相模川に面してはおりませんので、特に意見は出しておりませんが、相模川・中津川河川整備計画骨子に基づいて、環境を考慮した治水対策を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、寒川町さん、よろしくお願いいたします。

○寒川町 下水道課長

寒川町下水道課長、畠山と申します。よろしくお願いいたします。

骨子につきまして、事前に特段の意見というのは提出しておりませんが、寒川町におきましても、現在、公園であったりですね、あとスポーツの場として占用する状況がございまして、地域の住民の憩いの場といいますか、そういった活動の場として活用させていただく状況でございます。河川整備計画の策定とあわせまして、治水をはじめ、河川空間の一層の活用というところをお願いできればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、愛川町さん、よろしくお願いいたします。

○愛川町 副町長

それでは、2点ほどですが、お伺いしたい部分がありますのでお話をさせていただきますけれども、まず洪水の関係ですけれども、カスリーン台風と同規模の洪水による災害の発生を防止するというふうなことをうたわれておりますけれども、ここで今年県が発表しました想定最大規模の浸水想定区域ですか、それとの整合性があるのかどうか。そして、またここで想定最大規模の浸水想定区域が設けられたことに伴いまして、大規模氾濫減災協議会ですか、そういった組織もできておりまして、ソフト、ハード面でこれから検討していくというふうなことでありますけれども、その辺との計画の整合性を図っていただきたいということ。

それと、あと要望の関係ですけれども、各市町村からもお話が出ておりますけれども、樹林化対策、お願いをしたいと思っております。

それと、町では中津川リバーリフレッシュ構想を設けておりまして、これの見直しを予定しております。整備計画を策定する中でですね、各市町村、先ほどからもお話が出ておりますけども、同様の計画があるかと思いますので、河川利用の骨子の中にも述べられておりますけども、調整を図りながらですね、策定をお願いしたいと思っております。

以上です。

#### ○神奈川県 河川課

ありがとうございます。それでは、いただきました御意見に対して回答のほうさせていただきたいと思っておりますけども、まずはですね、国土交通省の京浜河川事務所から回答をお願いしたいと思っております。

#### ○京浜河川事務所

まず京浜河川事務所から、国の管理しているところに接しておられます平塚市さん、伊勢原市さん、茅ヶ崎市、寒川町さんのところについて、主に回答させていただければと思っています。

まずはですね、整備計画を早期に策定して、これに基づいて着々と進めていくようにといった御意見、共通しているものだと思います。そのように進めてまいりたいと思しますので、これからもよろしくお願いいたします。

それで、幾つか具体的な御質問をいただいたので、お返しできればと思っています。まず藤沢市さんと茅ヶ崎市さんについては、御案内のとおり、特に堤防の整備がまだ進んでいないところが多く残されているところがございます。この整備計画の中でこれについて整備するように、しっかりやっていきたいと思っています。また今も進めていますので、今後も御協力いただければと思っています。

それと、環境面についても幾つかいただきました。まず具体的なこととしまして茅ヶ崎市さんですね、ハリエンジュ等と書いてあった文章のこととございますけども、これはあくまで、先ほど指摘していただいたページの一番上に書いてあります、治水、利用だとかなですね、環境の保全、これを両立させるように考えていくといった精神のもとでございます。

文章につきましては、そういうふうに書いてございますけども、何か特定の種は全伐だとかいうことをうたったものではなく、そういった利用だとか治水だとかいったことを考

慮して、もちろん環境にも配慮して計画的にやっていくということです。これが適正な管理といった理念でございまして、そういったものをいろんな要望がある中で、いろんなことを考えなければいけないため、切るものは切るし、残すものは残すといったようなことでやっていきたいと思っています。それにつきましては、もちろん関係機関の皆様と相談しながら進めてまいりたいといった部分もございまして、よろしくお願ひしたいと思っています。

あともう一つ、環境の面ですけれど、公園の利用とか水辺の楽校等ですね、私どもも非常に大事だと思っていますので、それにつきましても計画的に永く、今後もしっかり一緒にやらせていただければと思っています。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

続きまして、神奈川県から回答をお願ひしたいと思います。

○神奈川県 河川課長

神奈川県河川課長、鶴木でございます。

それでは、私のほうから当課に関連する部分をお答えしたいと思います。まず相模原市さんのほうから、磯部頭首工の改築に関しての御意見いただきました。磯部頭首工の改築に関しましては、相模原市さんや県の農政部局など、関係機関と十分な連携調整を図りながら、改築に向けた検討を進めてまいりたいというふうにご検討いただいております。

次に、厚木市さんからですね、何点か具体的な御提案いただきました。3ページと8ページにかかる事項として、樹林化対策についてでございますけれども、河道の目標流量を安全に流下させるための主に必要な措置というものが河道掘削であることから、「河道掘削等」というふうに記載をさせていただいております。樹林化対策につきましては、河道内の樹木によって流下阻害を生じている場合など、河川管理上、支障が認められる場合には、支障が大きなものから順次伐採していただいております。9ページの3の河川整備に関する事項の3.1.3の(2)にも具体的に、「治水面を考慮し計画的に伐採等の適正な管理を実施する」ということを記載させていただいております。

次に、9ページの関連で低水護岸等の整備に関しての御意見いただきました。これにつきましては、三川合流点では、現在、治水安全度を高めるために、特に川幅が狭い河原口

地区の拡幅や掘削などを重点的に進めております。まずは、その整備を進めるといったような計画になっております。低水護岸の整備につきましては、厚木市の利用計画に基づきまして、河川占用などに関する打ち合わせを行いながら、今後調整してまいりたいというふうに考えております。

それと14ページの関係で、河道の二極化や樹林化への対策についてでございますけれども、これまでの対策等による知見の整理ですとか、実現性を検討いたしまして、対策を実施していきたいというふうに考えております。

それと、土丹の露出に関しましては、「相模川川づくりのための土砂環境検討会」におきまして意見をいただくなど、具体的な対策の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。骨子においては、「土丹の被覆等」と記載しておりますけれども、水制工も含めて対策を実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、愛川町さんから、先般、県で公表した浸水想定区域との整合性というお話がございましたけれども、こちらのほうはソフト対策ということで、想定最大規模の洪水を想定しておりますが、この河川整備計画のカスリーン台風というのは整備の目標ということで、そういった意味でハードとソフトの目標という意味合いで、少し目標が違うということを御理解いただければと思います。

あと、大規模減災対策協議会との整合というお話もありましたけれども、11ページの(8)のところに、「洪水氾濫に備えた社会全体での対応」ということで記載しておりますけれども、まさにこれは、社会全体で洪水に備えていこうという水ビジョンの取組というふうに御理解いただければと思います。

もう一つ、伊勢原市さんから歌川の関係で、浸水想定区域図に含まれている区域の整備を促進していただきたいということでございますけれども、引き続き、特に川幅の狭いところですか、そういったところを重点的に治水安全度の向上を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○神奈川県 厚木土木事務所長

神奈川県厚木土木事務所の沼田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうは、現地で整備とか維持管理を行っておりますので、そういった関係の質問に対して御回答させていただきます。

相模原市さんのほうから、9ページの河川環境の整備と保全に関する事項について、御意見がございました。相模原市さんのおっしゃるとおりというふうに考えておきまして、資料にも記載してあります河川整備については、治水安全度を確保することは、これは大前提になりますけれども、相模川、大変自然環境が豊かだという形の中で、環境の学習とかスポーツ広場とか、そういった利用が行われていると。そういったことに対して、当然これからこの計画の中でもですね、地元の相模原市さんをはじめ、沿川の市町の方、あと地域住民の方々の御意見等を聞きながら意見交換、また調整しながら行っていくと、そのとおりだと思っております。

2点目の不法投棄の問題の御意見がございました。これについても、これまでも河川管理者である神奈川県と地元の沿川の市町村の方々、一定の役割分担のもとに、それぞれ取り組んでいるといった状況があると思います。しかしながら、相模原市さんの御意見のように、そういった不法投棄の問題もまだ残っている認識しているところでございます。この点につきましては、ここに記載がありますように地域の方々との連携というのも大変重要と思っております、実は昨日ですね、相模原市さんの田名地区で花火大会とか、地域でいろいろ活動されている方々と、ちょっとお話しする機会があったんですけども、大変相模原市に愛着をもっていただいている、自分たちもごみ拾いを行うし、実際にパトロールのようなことをやってですね、それらしいトラックなんかがあると声をかけていただいたりとか、複数で対応してトラブルにならないようにと、そんな配慮もされながらやっておられて、非常にきれいになっていると。そんなふうなことも大変参考になったなと思います。私のほうからはですね、お礼とともに、引き続きよろしくお願ひしますと、そんなお話をさせていただいたんですけども、そういったことも踏まえながら、河川管理者と沿川の市町の方が協力し合って対策を行っていききたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。このほか、追加で何かございましたら伺いますけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)



○神奈川県 河川課

それでは、今まで自治体の皆様から御意見をいただいたところですが、本日は神奈川県の関係機関の皆様にもお越しいただいております。何か御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

○神奈川県 農政部農地課長

県の環境農政局農地課長の松村と申します。よろしく申し上げます。

磯部頭首工について、要望という形で申し上げます。磯部頭首工につきましては、河川管理上の改築の必要性という点は理解しておりますが、農政サイドとしては当面、大規模な改修を行う予定はなく、適切な維持管理のもとに継続的に使用していきたいと考えております。河川整備計画の策定に当たりましては、現在でも一部地域で農業用水の不足が生じている状況などを踏まえた上で、利水者であります土地改良区等と十分調整を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。ほかに何かございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひますが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○神奈川県 河川課

そうしましたら、今の御意見に対して神奈川県のほうから回答させていただきます。

○神奈川県 河川課長

それでは、お答えいたします。磯部頭首工でございますけれども、磯部頭首工は十分な河道面積がなく、土砂が堆積するなど、治水上の安全ですとか土砂移動の連続性が確保できていないという状況でございますので、これらを改善するための改築というのは必要でございます。改築にあたりましては、取水等に影響のないように関係者とは十分に調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ほかに何か追加でございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○神奈川県 河川課

それでは、国交省さんのほうから。

○京浜河川事務所 事務所長

すみません、先ほども返答あったと思うんですけども、一応大切なことだと思うので追加で発言させていただきます。

昨今、施設の規模を超えるような浸水があったりしたので、きょうの御意見の中でもそういう大規模な浸水があったときのことも、計画でしっかり整合がとれるように頑張っ  
てほしいという御意見を二つほどいただいたかなというふうに思っています。まさしく重  
要な話でございまして、その点につきましては、ややわかりにくかったかもしれませんが  
ども資料の4ページです。まず目標に関する事項で発生の防止だけではなくて、軽減に関  
する目標になっている。これは、もう5行目に書いてあるようなことを想定しまして、計  
画規模を上回る洪水、整備途上の段階での施設能力を上回るような洪水といったことを、  
やっぱり検討していこうと、公助をしていくぞといったことを、ここにうたっているところ  
でございまして。また、先ほど指摘いただいたような氾濫の図ですね、これはこういった  
洪水の代表例、かなり大きいものですね。ああいう図で氾濫しているような形を描いてい  
ますけども、ああいうものも念頭に置いて、生命を守ることを最優先として被害の最小化  
を図るといったことで計画も書いていると、骨子で述べさせていただいているというこ  
とでございまして。

もちろん、それだけではなくて整備の実施に関する事項の中にも、先ほどの説明にあった  
ようなことが書かれているといったことでございまして。そういう立てつけになっていると  
いったことを御理解いただければと思います。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。これで以上となりますけども、最後何かございましたら。

○山梨県 治水課

山梨県でございます。最後にすみません。相模川の上流を所管しています、山梨県でございます。

山梨県、相模川の最上流部、山中湖が桂川の最上流になるんですが、今そちらのほうの地域で、河川整備計画の策定を考えているところでございます。あと中流域、今回でいきますと相模ダムの上流のほうは、もう河川整備計画が既に策定済みというところでございます。今後、山梨県の上流域の桂川、相模川の河川整備計画策定につきまして、神奈川県さんと京浜河川事務所さんのほうと、また調整をさせていただく中で、策定について御協力いただきたいと思います。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。神奈川県の方から、今のことで。

○神奈川県 河川課長

今後、またしっかりと連携して取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。

## 5. 閉会

○神奈川県 河川課

それでは、最後の議事に移らせていただきたいと思います。

閉会の挨拶としまして、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長の鶴木より、御挨拶申し上げます。

○神奈川県 河川課長

それでは、本日は長時間にわたりまして、活発な御議論いただきまして、どうもありがとうございました。今後は、相模川・中津川河川整備計画の策定に向けまして、有識者会議、相模川ふれあい懇談会と取り組みを進めてまいりたいと考えております。懇談会の開催にあたりましては、流域市町村の皆様、御協力を賜ることもあろうかと思っておりますけれども、その際はよろしくお願ひしたいと考えております。今後も、皆様の御意見を伺いながら、相模川・中津川河川整備計画の策定をしっかりと進めていきたいと考えております。引き続き、流域市町村の皆様と関係各課の皆様の御協力、よろしくお願ひしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

○神奈川県 河川課

これをもちまして、相模川川づくり行政連絡会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。